

## 1. 清掃事業のあゆみ

年 月	一般的事項	ごみ 関 係	し 尿 関 係	減量・資源化関係
明治 33. 4	汚物掃除法施行			
昭和 29. 10	清掃法施行 (法律第 72 号)			
昭和 30. 6		ごみ焼却場神野町へ 移転操業開始		
昭和 31. 4	加古川市清掃条例 制定 (昭和 31 年条 例第 6)			
昭和 34. 4			バキューム車 1 台を配置 し、直営し尿収集運搬業 務を開始	
昭和 41. 9	加古川市立清掃処 理場条例施行 (昭和 41 年条例第 32 号)	神野清掃工場竣工 (焼却能力 30 t/8 h)		
昭和 42. 3			尾上処理工場操業開始 (処理能力 100kl/日)	
昭和 42. 9			し尿の委託収集開始	
昭和 43. 4	加古川市し尿浄化 槽管理業条例施行 (昭和 43 年条例第 25 号)		し尿収集運搬業務の一 部を 4 業者に委託	
昭和 45. 6		ごみ収集の一部委託 開始		
昭和 46. 9	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 施行 (S45 年法律第 137 号)			
昭和 47. 4	加古川市廃棄物の 処理及び清掃に関 する条例施行 (S47 年条例第 18 号)			
昭和 47. 8			尾上処理工場増設 (処理能力 150kl/日)	
昭和 47. 12		神野清掃工場に粗大 ごみ処理施設完成 (破碎能力 50 t/5 h)		
昭和 52. 12		清掃センター竣工		
昭和 53. 7	加古川市一般廃棄 物処理事業審議会 設置			
昭和 54. 2	加古川市一般廃棄 物処理事業審議会 答申 (ごみ分別収集			

年 月	一般的事項	ごみ 関 係	し 尿 関 係	減量・資源化関係
	計画の指標・排出マナーの向上・ごみ減量・適正処理の推進等)			
昭和 54. 5		清掃プラント竣工 (焼却能力 360t/24h、120t3 基)		
昭和 54. 9		ごみ収集運搬処理業の許可		かん類・びん類の分別収集をモデル地区で開始
昭和 55. 1		3 年計画で分別方法の変更		資源ごみ集団回収運動奨励金の交付要綱制定 (交付開始)
昭和 56. 3			尾上処理工場竣工 (処理能力 250kl/日)	
昭和 56. 4		指定ごみ袋による可燃ごみ収集開始		
昭和 56. 12	広域臨海環境整備センター法施行 (昭和 56 年法律第 76 号)			
昭和 57. 4			し尿収集運搬業務の一部を 8 業者に委託	かん類・びん類の委託収集開始
昭和 60. 10	浄化槽法施行 (昭和 58 年法律第 43 号)		尾上処理工場脱水汚泥の肥料化	
昭和 60. 12	加古川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行 (昭和 60 年条例第 27 号)			
昭和 62. 3		清掃プラントを混合焼却炉に改良		
昭和 62. 4		指定ごみ袋の廃止		
昭和 62. 10	大阪湾広域臨海環境整備センター尼崎建設事務所開設			
昭和 63. 7		粗大ごみ処理施設リサイクルセンター竣工 (処理能力 80 t /5h)		
平成 1. 7		粗大ごみ分別収集開始		
平成 2. 7	大阪湾広域臨海環境整備センター播磨基地積出開始			

年 月	一般的事項	ごみ 関 係	し 尿 関 係	減量・資源化関係
平成 3. 4	再生資源の利用促進に関する法律公布 (H3 年法律第 48 号)			
平成 3. 5	一般廃棄物処理問題検討委員会設置 (H3. 5～H4. 3)			
平成 3. 10	再生資源の利用促進に関する法律施行			
平成 4. 3	一般廃棄物処理基本計画策定 (H5～H14)			
平成 4. 4				ごみ減量化推進補助金交付要綱制定
平成 4. 7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律施行 (H3 年法律第 95 号)			
平成 5. 11	環境基本法公布 (H5 年法律第 91 号)			
平成 6. 1				加古川市事業系ごみ減量化推進委員会設置
平成 7. 4				集団回収用具購入費用補助金交付要綱制定 (物置への補助を実施)
平成 7. 6	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布 (H7 年法律第 112 号)			
平成 7. 10		敷物・寝具類の分別収集開始		
平成 7. 12			兵庫県加古川下流浄化センターに部分放流開始	
平成 8. 4	加古川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 施行規則一部改正 (廃止・変更等様式変更)			

年 月	一般的事項	ごみ 関 係	し 尿 関 係	減量・資源化関係
平成 9. 2	加古川市一般廃棄物処理事業審議会に諮問(ごみ減量化対策等)			
平成 9. 4	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令 (H7 年政令第 411 号)			
平成 9. 6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律公布 (H9 年法律第 85 号)			
平成 9. 10				容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づきペットボトル回収、びんの 3 色分別収集開始 紙類・衣類の分別収集開始
平成 10. 4			(市) 浄化槽設置整備事業補助金等交付要綱施行	
平成 10. 5	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 公布 (H10 年法律第 97 号)			
平成 11. 12		クリーンセンター開放型冷水塔を密閉型に取替		
平成 12. 4	加古川市環境基本条例施行			電動式生ごみ処理機購入補助金交付要綱制定
平成 13. 4	家電リサイクル法 施行	ごみ袋の透明化	兵庫県加古川下流浄化センターに全量放流開始、処理能力 (230k1/日) に変更。	
平成 13. 10	加古川市空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例施行 加古川市アダプトプログラム実施要綱制定			

年 月	一般的事項	ごみ 関 係	し 尿 関 係	減量・資源化関係
平成 15. 3	加古川市一般廃棄物 処理基本計画策定 (H15～H24)	新クリーンセンター 竣工 (焼却能力 432t/日) (144t/日×3 基)		
平成 15. 4		廃棄物処理手数料改定 ・事業系廃棄物 処理 手数料 10kg あたり 50 円→80 円		
平成 16. 4		高齢者・障害者等戸別 収集開始 (さわやか収集)		循環型社会・環境 美化推進モデル事 業補助金交付要綱 施行
平成 17. 2	JR 加古川駅前周辺 地域を投げ捨て防 止重点区域に指定			
平成 17. 5	JR 東加古川駅前周 辺地域を投げ捨て 防止重点区域に指 定			
平成 17. 6				リサイクル情報誌 「ば・と・ん」発行
平成 19. 10			し尿処理手数料改定 ・人員制を廃止し、従量 制に一本化 従量制 10 ㎡当り 25 円 (改定前 1 ヶ月 1 人 100 円) ・事業活動に伴う仮設便 所 1 基当り 3,000 円及 び 10 ㎡当り 60 円 (改定前 10 ㎡当り 25 円) ・浄化槽汚泥の投入手 数料 無料 (改定前 100 kg当り 50 円)	
平成 20. 1	JR 加古川駅北周辺 地域、JR 東加古川 駅北周辺地域を投 げ捨て防止重点区 域に指定 (H. 20. 1. 4)			
平成 20. 3				ごみ減量化推進補 助金交付要綱廃止
平成 20. 4				循環型社会・環境美 化推進モデル事業 補助金交付要綱廃 止

年 月	一般的事項	ごみ 関 係	し 尿 関 係	減量・資源化関係
平成 20. 10			し尿処理手数料 改定 従量制の単価改定 従量制 10 ㍓当り 45 円 (改定前 10 ㍓当り 25 円)	
平成 21. 10			し尿処理手数料 改定 従量制の単価改定 従量制 10 ㍓当り 60 円 (改定前 10 ㍓当り 45 円)	
平成 22. 3				集団回収用具購入 費用補助金交付要 綱廃止
平成 22. 4		リサイクルセンター の一部業務委託開始		蛍光灯・乾電池、紙 パック、雑がみ分別 収集開始
平成 22. 10	ごみ処理広域化実現 可能性調査実施※			
平成 22. 12		旧クリーンセンター 解体撤去工事完了		
平成 24. 2	ごみ処理広域化基本 計画策定※			
平成 24. 4				資源化センター運 用開始
平成 24. 7		資源ごみ等の持ち去 り禁止制度開始		
平成 25. 3	加古川市一般廃棄 物処理基本計画策 定 (H25～H34)			電動式生ごみ処理 機購入補助金交付 制度終了
平成 25. 4	2市2町が廃棄物 の処理に関する基 本協定書を締結し、 可燃ごみ、不燃・粗 大ごみ処理施設の 建設及び維持管理 を高砂市において 行うことを決定			
平成 25. 10		使い捨てライターの 拠点回収を開始		
平成 26. 3	ごみ処理施設整備 基本計画策定※			
平成 26. 4				クリーンセンター 焼却飛灰のセメン ト原料化開始
平成 27. 2				使用済小型家電の 拠点回収を開始

年 月	一般的事項	ごみ 関 係	し 尿 関 係	減量・資源化関係
平成 27. 4	1 市 2 町（加古川市、稲美町、播磨町）が高砂市へごみの処理に関する事務を委託		（市）浄化槽設置整備事業補助金等交付要綱（改正）施行 （市）浄化槽維持管理費補助金交付要綱施行	
平成 27. 10			し尿収集運搬業務の一部を 7 業者に委託	
平成 27. 11				レジ袋削減に向けた取組に関する協定を消費者協会・事業者との間に締結
平成 28. 4	加古川市及び播磨町が高砂市から広域ごみ処理施設建設期間中のごみの処理に関する事務を受託			剪定枝資源化事業を開始  レジ袋削減に向けた取組に関する協定締結事業者レジ袋無料配布中止
平成 28. 5				電動式生ごみ処理機購入補助金交付制度開始
平成 28. 6				宅配便を利用した小型家電の回収について民間事業者と協定を締結
平成 28. 10		廃棄物処理手数料改定 ・事業系ごみ 処理手数料 10kg あたり 80 円 →130 円、自己搬入家庭系ごみ 無料枠撤廃		
平成 28. 11				加古川市おいしい食べきり運動協力店制度開始 資源（紙類）回収ボックスを旧水道局敷地内に設置
平成 28. 12	広域ごみ処理施設整備・運営事業の開始（高砂市）			
平成 29. 1				機密文書資源化事業開始
平成 29. 2	高砂市美化センター施設解体に伴う高砂市のごみ受け入れ開始			

年 月	一般的事項	ごみ 関 係	し 尿 関 係	減量・資源化関係
平成 29. 4		粗大ごみのステーション収集を可燃性、不燃性、ふとん類の3分別に細分化して実施(9月末まで)		リユース食器利用促進補助事業開始 電動式剪定枝粉碎機貸出事業開始
平成 29. 6	廃棄物減量等推進審議会設置			
平成 29. 9		粗大ごみのステーション収集を終了  ごみの名称について燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物に変更		
平成 29. 10		粗大ごみ戸別有料収集開始		
平成 30. 1				紙類の分別収集を月1回から2回に変更
平成 30. 3	加古川市一般廃棄物処理基本計画改定(H30~H34)			
平成 30. 4				生ごみ処理容器購入補助金交付制度開始 集団回収団体備品購入補助金交付制度開始 事業系資源物回収ボックス設置費補助金交付制度開始
平成 30. 7				家庭系剪定枝・草の分別収集開始(月1回収集、ただし5月~11月は2回収集)

※東播臨海広域市町村圏を構成する2市2町(加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)で実施。



2. 清掃事業費の推移（決算額）

（単位：円）

区 分 \ 年 度	27年度	28年度	29年度	30年度
1. 清掃総務費	92,508,105	101,471,056	109,973,820	89,263,069
2. 塵芥処理費	878,624,053	919,717,048	1,676,203,805	1,641,458,028
3. リサイクルセンター費	367,200,970	516,767,272	472,462,833	448,714,855
4. クリーンセンター費	1,518,204,312	1,844,106,239	1,838,636,513	1,703,470,492
5. し尿処理費	593,124,335	538,184,559	495,241,505	489,889,434
6. し尿処理施設費	239,419,920	273,501,391	220,001,869	236,995,617
計	3,689,081,695	4,193,747,565	4,812,520,345	4,609,791,495
一般会計決算額	78,128,590,726	87,051,323,634	81,241,269,233	79,428,915,109
一般会計に占める割合	4.7%	4.8%	5.9%	5.8%
人口1人当たりの清掃費	13,794	15,740	18,157	17,481
1世帯当たりの清掃費	35,645	40,235	45,927	43,644

## 1. ごみ処理の概要

各家庭から排出されるごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみに区分し、資源物は蛍光灯・乾電池、かん、びん、ペットボトル、紙・衣類、剪定枝・草に分別して、市直営及び委託によって収集している。燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみは新クリーンセンターまたはリサイクルセンターで中間処理を行い、資源物は再生工場へ、焼却飛灰はセメントの原料に、これら以外の処理残渣は最終処分場へ運搬し埋め立て処分を行っている。また、資源物として収集した、かん・びん・ペットボトルなどは再生工場や問屋などに直接運搬するルートにより処理を行っている。

本市においては、令和4年度より運営が始まる広域ごみ処理に備えて、燃やすごみ処理量の平成25年度比20%削減を喫緊の課題とし、紙類の分別や生ごみの水切り、食品ロスの削減等の施策が促進されるよう出前講座や地域啓発、広報等を利用した啓発を行うとともに、少年団やPTA等が行う集団回収に対して奨励金を交付し、地域のコミュニティの育成と資源化の推進を図っている。また、資源化センターでは機密文書等の紙類の無料引き取りを行い、紙類の資源化の推進による燃やすごみの減量に取り組んでいる。

それ以外にも、資源の有効利用として、焼却飛灰のセメント原料化に取り組むとともに小型家電に含まれる有用金属の再利用を目的として、市民センターや公民館等で小型家電の拠点回収を実施し、平成28年度からは、事業系の剪定枝・草の資源化を開始し、平成30年度からは、家庭から出る剪定枝・草についてもステーション収集を開始し、資源化事業を推進している。

### ○市が収集するごみ（家庭ごみ）

区 分	収集形態	手数料	回 数	説 明
燃やすごみ	直営	無料	週2回	台所ごみ、ビニール類、紙くず、プラスチック類、皮製品類、ゴム類 (ステーション方式)
	委託			
燃やさないごみ	直営	無料	月1回	陶器類、ガラス、金属類、小型家電 (ステーション方式)
粗大ごみ	直営	有料	随 時	家具、電気製品、石油ストーブ、ふとん類 (戸別収集方式)
蛍光灯・乾電池	委託	無料	年6回	蛍光灯、乾電池 (ステーション方式)
資源物	委託	無料	月1回	かん類、びん類、ペットボトル、紙類、衣類、剪定枝・草 ※ 紙類は月2回収集、剪定枝・草は5～11月は月2回収集 (ステーション方式)

### ○許可業者が収集、または自己搬入するごみ

区 分	収集形態	手数料	説 明
事業系ごみ	許可業者 自己搬入	10kg 当たり 130 円	各種店舗や会社、事務所から出るごみ
一時多量ごみ (家庭ごみ)	自己搬入	10kg 当たり 80 円	引越しごみ、一時多量ごみ

## 2. ごみ処理の現状

### (1) ごみ・資源物のゆくえ (平成 30 年度実績)

ごみ・資源物総排出量：82,483t (家庭系：55,706t、事業系：26,777t)

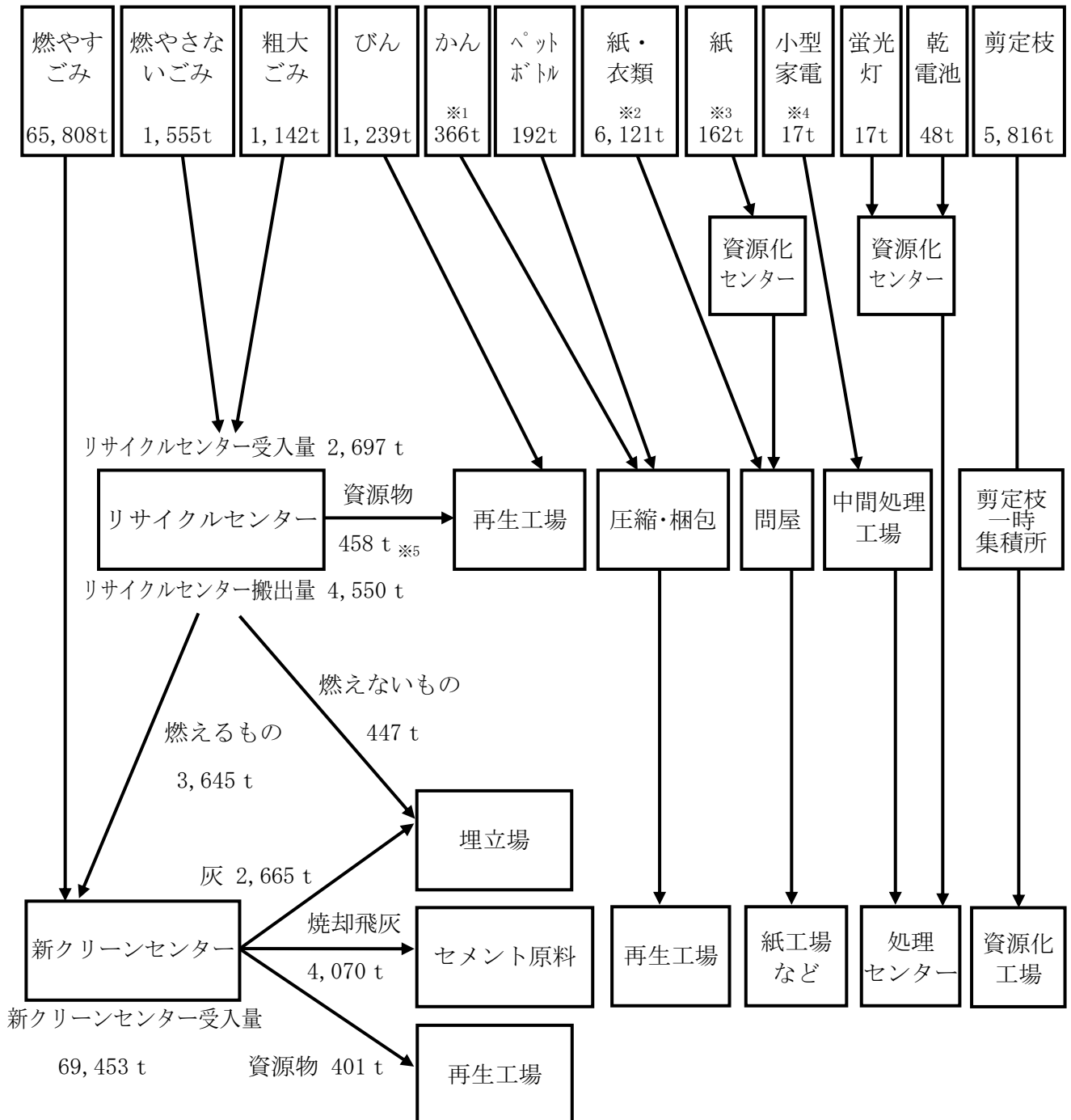
※1のかん 366tには集団回収による102tを含みます。

※2の紙・衣類 6,121tには集団回収による4,379tを含みます。

※3の紙 162tは資源化センターに自己搬入された41tと機密文書資源化事業による71t及び資源回収ボックスに投入された50tの合計。

※4の小型家電 17tには宅配便によるパソコン等の回収4tを含みます。

※5のリサイクルセンターからの資源物 458tには選別した小型家電22tとふとん32tを含みます。



## (2)ごみ・資源物排出量の推移

(単位: kg)

区分		年度		26	27	28	29	30
直	直営 収集	燃やすごみ		15,700,510	15,300,950	14,169,570	14,401,050	11,150,180
		燃やさないごみ		1,486,840	1,505,550	1,512,730	1,442,590	1,210,670
		粗大ごみ		124,800	257,180	548,150	759,960	11,390
		資源物(剪定枝)		-	-	4,470	0	1,079,880
		小計		17,312,150	17,063,680	16,234,920	16,603,600	13,452,120
	借上 収集	燃やすごみ		9,602,220	9,263,800	9,658,110	9,792,320	9,663,720
		(内)ふとん		(462,480)	(478,240)	(561,520)	-	-
		燃やさないごみ		6,420	0	0	165,640	262,870
		粗大ごみ		1,542,460	1,467,970	1,750,610	2,336,620	334,830
		小計		11,151,100	10,731,770	11,408,720	12,294,580	10,261,420
	営	燃やすごみ		25,302,730	24,564,750	23,827,680	24,193,370	20,813,900
		燃やさないごみ		1,493,260	1,505,550	1,512,730	1,608,230	1,473,540
		粗大ごみ		1,667,260	1,725,150	2,298,760	3,096,580	346,220
		資源物(剪定枝)		-	-	4,470	0	1,079,880
計			28,463,250	27,795,450	27,643,640	28,898,180	23,713,540	
委 託	資 源 物	燃やすごみ		23,944,730	23,471,060	22,627,120	22,597,430	22,478,140
		粗大ごみ		30,650	29,470	40,670	44,510	0
	資 源 物	かん類		261,770	254,680	238,850	262,520	264,460
		びん類		1,332,910	1,338,060	1,326,760	1,315,200	1,238,780
		ペットボトル		194,990	194,930	185,270	182,800	191,560
		紙・衣類		1,696,290	1,730,580	1,722,070	1,676,060	1,741,710
		蛍光灯		22,219	21,615	22,016	19,483	17,540
		乾電池		44,509	45,503	47,322	45,836	48,240
		小計		3,552,688	3,585,368	3,542,288	3,501,899	3,502,290
	計		27,528,068	27,085,898	26,210,078	26,143,839	25,980,430	
許 可	燃やすごみ		25,304,330	24,944,560	24,278,050	23,615,120	19,858,630	
	燃やさないごみ		83,750	38,550	19,120	3,210	5,500	
	粗大ごみ		17,400	33,880	40,700	24,050	30,620	
	資源物(剪定枝)		-	-	132,880	89,030	106,400	
	計		25,405,480	25,016,990	24,470,750	23,731,410	20,001,150	
自 己 搬 入	資 源 物	燃やすごみ		8,802,940	9,527,790	2,917,060	3,253,310	2,656,970
		燃やさないごみ		116,760	151,870	136,890	94,010	75,870
	資 源 物	粗大ごみ		561,280	560,230	521,710	477,290	765,010
		剪定枝		-	-	5,666,160	4,718,010	4,629,630
		※紙類		32,230	40,610	66,620	124,080	162,170
		※小型家電		3,785	10,847	10,845	23,196	17,049
	計		9,516,995	10,291,347	9,319,285	8,689,896	8,306,699	
集 団 回 収	紙・衣類		5,995,098	5,713,253	5,420,151	5,157,526	4,378,954	
	金属類		87,750	96,179	104,766	104,837	102,517	
	計		6,082,848	5,809,432	5,524,917	5,262,363	4,481,471	
燃やすごみ 計			83,354,730	82,508,160	73,649,910	73,659,230	65,807,640	
燃やさないごみ 計			1,693,770	1,695,970	1,668,740	1,705,450	1,554,910	
粗大ごみ 計			2,276,590	2,348,730	2,901,840	3,642,430	1,141,850	
資源物 計			3,588,703	3,636,825	9,423,263	8,456,215	9,497,419	
集団回収 計			6,082,848	5,809,432	5,524,917	5,262,363	4,481,471	
合計			96,996,641	95,999,117	93,168,670	92,725,688	82,483,290	

※紙類…資源化センターでの受入量を計量

(平成28年度からは、資源回収ボックスの搬入量及び機密文書資源化事業実績量も算入)

※小型家電…平成27年2月より市民センター等での拠点回収を開始、自己搬入の資源物として計量

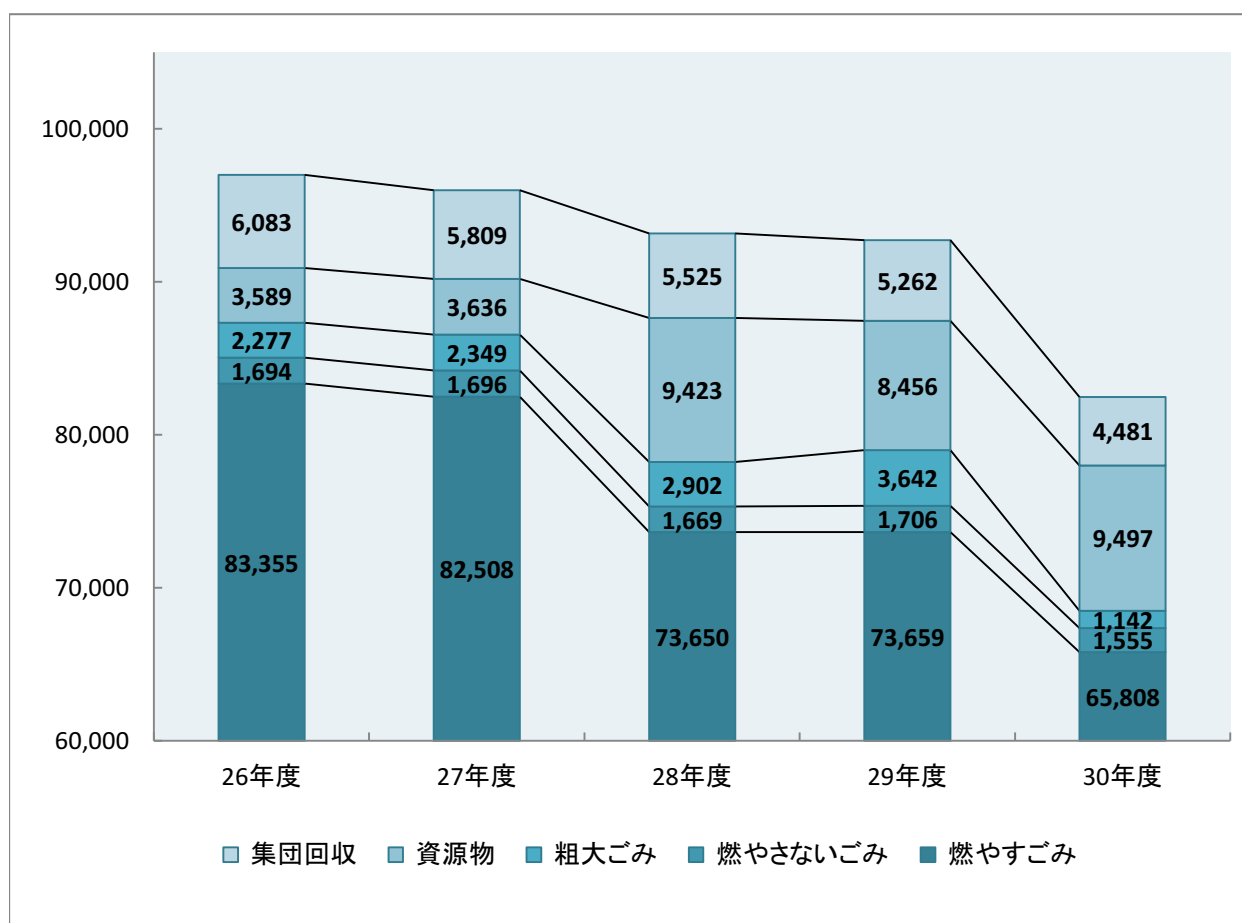
(平成28年度からは宅配便による回収も算入)

(3) ごみ・資源物の種類別排出量及び資源化の実績

(単位：トン)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
燃やすごみ		83,355	82,508	73,650	73,659	65,808
燃やさないごみ		1,694	1,696	1,669	1,706	1,555
粗大ごみ		2,277	2,349	2,902	3,642	1,142
資源物		3,589	3,636	9,423	8,456	9,497
集団回収		6,083	5,809	5,525	5,262	4,481
ごみ・資源物総排出量 (A)		96,998	95,998	93,169	92,725	82,483
再中間 生利処 理量後	リサイクルセンター 資源回収量	560	637	741	764	458
	焼却飛灰 セメント原料化量	5,732	5,373	4,919	4,565	4,070
	新クリーンセンター 資源回収量(くず鉄等)	0	405	461	514	401
総資源化量 (B)		15,964	15,860	21,069	19,561	18,907
総資源化量増減前年度比		45.9%	-0.7%	32.8%	-7.2%	-3.3%
資源化率 (B) ÷ (A)		16.46%	16.52%	22.61%	21.10%	22.92%

※総資源化量＝資源物＋集団回収＋中間処理後再生利用量



## (4) 排出者別ごみ・資源物量

(単位：トン)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
家庭系ごみ・資源物（集団回収含む）	63,707	62,439	60,934	61,552	55,706
（集団回収を含まない量）	(57,624)	(56,630)	(55,409)	(56,290)	(51,225)
事業系ごみ・資源物	33,291	33,559	32,235	31,173	26,777
ごみ・資源物総排出量	96,998	95,998	93,169	92,725	82,483

## (5) 市民1人1日当りの排出量

(単位：グラム)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
人 口（各年度10月1日現在）	267,043	267,435	266,443	265,055	263,697
日数	365	366	365	365	365
家庭系ごみ・資源物（集団回収含む）	654	638	627	636	579
事業系ごみ・資源物	342	343	331	322	278
合計	995	981	958	958	857

## (6) 犬・猫等小動物の死体処理

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
路上等での回収頭数	1,338	1,606	1,566	1,606	1,595

## (7) 年度別ごみ質（新クリーンセンター焼却ごみ）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
ごみ （乾の 種 類 ・ 組 成）	紙 ・ 衣類	48.9%	45.6%	54.0%	54.6%	56.9%
	ビニール・合成樹脂 ・ ゴム・皮革類	19.8%	18.7%	19.6%	20.7%	22.6%
	木・竹・わら類	16.7%	19.8%	7.2%	10.0%	7.7%
	厨 芥 類	10.7%	11.5%	15.7%	11.1%	10.3%
	不 燃 物 類	1.9%	1.3%	1.0%	2.0%	1.3%
	そ の 他	2.0%	3.1%	2.5%	1.6%	1.2%
単 位 容 積 重 量	211kg/m <sup>3</sup>	175kg/m <sup>3</sup>	214kg/m <sup>3</sup>	193kg/m <sup>3</sup>	190	
水 分	38.6%	37.0%	38.5%	38.7%	39.3%	
低位発熱量（実測値）	9,687J/g	10,523J/g	10,479J/g	10,383J/g	10,015J/g	

## (8) ごみ処理量の推移

## ①加古川市から排出されたごみ

(単位：t)

項目・年度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
リサイクルセンター	家庭系	燃やさないごみ	1,601	1,654	1,663	1,702	1,549	
		粗大ごみ	2,161	2,214	2,775	2,058	1,025	
	事業系	燃やさないごみ	93	42	6	4	6	
		粗大ごみ	116	135	127	109	117	
	搬入量計			3,971	4,045	4,571	3,873	2,697
	リサイクルセンター	リサイクルセンター	白カレット	13	13	3	6	4
			茶カレット	4	2	0	5	2
			緑カレット	0	0	0	0	0
			アルミ	6	4	5	15	15
			鉄	519	602	717	692	368
			がら類	17	14	13	22	11
			電気コード	1	2	3	4	4
			小型家電	—	—	—	8	22
			布団	—	—	—	12	32
資源回収量計			560	637	741	764	458	
破砕可燃物			6,038	5,738	6,558	4,041	3,645	
その他不燃物			1,000	900	516	384	447	
選別搬出量計			7,599	7,275	7,815	5,189	4,550	
新クリーンセンター	新クリーンセンター	家庭系燃やすごみ	50,306	49,166	47,107	48,750	43,783	
		事業系燃やすごみ	33,049	33,342	26,543	26,384	22,025	
		破砕可燃物	6,038	5,738	6,558	4,041	3,645	
		搬入量計	89,393	88,246	80,208	79,175	69,453	
	新クリーンセンター	新クリーンセンター	不燃物	4,197	3,663	3,475	2,782	2,665
			セメント固化物	394	0	0	0	0
			セメント原料化	5,732	5,373	4,919	4,565	4,070
			くず鉄	0	405	461	514	401
残渣等搬出量計			10,323	9,441	8,855	7,861	7,136	
最終処分量	大阪湾	不燃物	4,197	3,663	3,475	2,782	128	
		再処理不燃物	1,000	900	516	384	447	
		セメント固化物	394	0	0	0	0	
	竜ヶ池	不燃物	0	0	0	0	2,537	
	磐東	破砕不燃物	0	0	0	0	0	
最終処分量計			5,591	4,563	3,991	3,166	3,112	

※ リサイクルセンターの搬入量と搬出量は、泥の受け入れ及び処分場掘起し再処理事業（平成28年度まで）を行っているため一致しない。また、平成29年度のみ可燃性粗大ごみ（1,475 t）を直接新クリーンセンターに搬入している。

※ 高砂市で排出され、加古川市で処理したごみの量は次ページに掲載。

②高砂市から排出されたごみを含めた全体の処理量

(単位：t)

項目・年度		28年度		29年度		30年度		
		全体量	(高砂市)	全体量	(高砂市)	全体量	(高砂市)	
リサイクルセンター	家庭系	燃やさないごみ	1,725	(62)	2,280	(578)	2,176	(627)
		粗大ごみ	2,851	(76)	2,711	(653)	1,789	(764)
	事業系	燃やさないごみ	6	(0)	5	(1)	16	(10)
		粗大ごみ	131	(4)	131	(22)	181	(64)
	搬入量計		4,713	(142)	5,127	(1,254)	4,162	(1,465)
	リサイクルセンター	白カレット	3	(0)	8	(2)	6	(2)
		茶カレット	0	(0)	6	(1)	4	(2)
		緑カレット	0	(0)	0	(0)	0	(0)
		アルミ	5	(0)	20	(5)	23	(8)
		鉄	739	(22)	916	(224)	571	(203)
		がら類	14	(1)	29	(7)	17	(6)
		電気コード	3	(0)	5	(1)	7	(3)
		小型家電	—	—	11	(3)	33	(11)
		布団	—	—	12	—	32	—
		資源回収量計		764	(23)	1,007	(243)	693
	破砕可燃物		6,677	(119)	5,051	(1,010)	4,876	(1,231)
	その他不燃物		516	—	384	—	447	—
	選別搬出量計		7,957	(142)	6,442	(1,253)	6,016	(1,466)
	新クリーンセンター	家庭系燃やすごみ		49,494	(2,387)	65,229	(16,479)	60,090
事業系燃やすごみ		26,650	(107)	27,324	(940)	23,097	(1,072)	
破砕可燃物		6,677	(119)	5,051	(1,010)	4,876	(1,231)	
搬入量計		82,821	(2,613)	97,604	(18,429)	88,063	(18,610)	
不燃物		3,588	(113)	3,429	(647)	3,379	(714)	
セメント固化物		0	(0)	0	(0)	0	(0)	
セメント原料化		5,079	(160)	5,628	(1,063)	5,161	(1,091)	
くず鉄		476	(15)	634	(120)	509	(108)	
残渣等搬出量計		9,143	(288)	9,691	(1,830)	9,049	(1,913)	
最終処分量	大阪湾	不燃物	3,588	(113)	3,429	(647)	162	(34)
		再処理不燃物	516	—	384	—	447	—
		セメント固化物	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	竜ヶ池	不燃物	0	(0)	0	(0)	3,217	(680)
	磐東	破砕不燃物	0	(0)	0	(0)	0	(0)
最終処分量計		4,104	(113)	3,813	(647)	3,826	(714)	

※ 平成29年2月より高砂市から排出されたごみを処理している。



(9) ごみ処理関係施設

【新クリーンセンター】

所在地	加古川市平荘町上原 4 番地の 1
敷地面積	31,698.84 m <sup>2</sup>
建築面積	6,958.36 m <sup>2</sup>
竣工年月	平成 15 年 3 月
処理方式	全連続燃焼式 流動床炉
処理能力	432 t / 24h (144 t × 3 基)
余熱利用設備	発電、場内給湯



新クリーンセンター

【リサイクルセンター】

所在地	加古川市平荘町磐 1146 番地
敷地面積	13,500 m <sup>2</sup>
建築面積	4,668 m <sup>2</sup>
竣工年月	昭和 63 年 7 月
処理方法	粗大ごみ 破砕処理 燃やさないごみ 手選別処理
処理能力	80 t / 5 h



リサイクルセンター

【資源化センター】

所在地	加古川市平荘町上原 210 番地の 1
敷地面積	4,142 m <sup>2</sup>
建築面積	598 m <sup>2</sup>
竣工年月日	平成 24 年 3 月
保管対象物	紙類 (新聞紙・雑誌・雑がみ・段ボール等)、蛍光灯・乾電池



資源化センター

【剪定枝等一時集積所】

所在地	加古川市平荘町磐 1315 番地
敷地面積	7,188 m <sup>2</sup>
利用開始年月	平成 28 年 4 月
保管対象物	剪定枝及び草・木
保管容量	560 m <sup>3</sup> (260 t)



剪定枝等一時集積所

【最終処分場】

名称	磐東第2不燃物最終処分場	竜ヶ池灰埋立最終処分場
所在地	加古川市上荘町白沢地先	加古川市上荘町小野657-1
面積	16,500m <sup>2</sup>	10,095m <sup>2</sup>
容積	120,730m <sup>3</sup>	121,600m <sup>3</sup>
埋立期間	昭和62年4月～	昭和55年4月～
埋立方法	管理型 (サンドイッチ方式)	管理型 (サンドイッチ方式)

(10) ごみ減量・資源化施策

平成 30 年度に実施したごみ減量・資源化の取組は次のとおりである。

① 啓発事業

「加古川市民 27 万人の力で 20%ごみ減量を！」をスローガンに掲げ、横断幕・のぼり・ポスター等による PR を実施するとともに、市民や事業者に対する出前講座等の訪問事業により、ごみの減量や分別の徹底について啓発を行った。

啓発事業の実施状況

項 目	内 容
早朝ごみステーション啓発	79町内会 145ステーション 資料配布数 2,193枚
ごみゼロの日啓発	市内 4 駅にて街頭啓発 資料配布数 5,000枚
出前講座の実施	実施回数 17回 参加者 820人
段ボールコンポスト講座の実施	公民館 全12館 参加者 96人
環境学習の実施	小学校 4校 参加者 383人
イベント啓発	かこがわエコ広場、農林漁業祭「軽トラ市」、環境フェスティバル
講演会等の開催	食品ロス削減 講演会・学習会 場所：市役所10階「生ごみと食品ロスを減らそう！」
事業所訪問啓発	訪問事業所数 1,984事業所

啓発物資、広報紙の作成

項 目	内 容
生ごみ水切り器	配布数 1,500個
買い物用マイバッグ	配布数 3,506個
掲示用啓発物資	のぼり、ポスター、ステッカー
食品ロスダイアリー	市民モニター 71世帯
ごみ減量情報紙	町内会回覧パンフレット作成（3回）
事業所用パンフレット	送付 6,931件

② その他一般廃棄物の減量及び資源化に関すること

ア. レジ袋削減に向けた取組に関すること

10月の3R推進月間に、「レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」を締結している全11事業者32店舗のうち10事業者23店舗において店頭啓発を実施した。

平成30年度レジ袋辞退率：83.0%（削減枚数：約2,655万枚）

イ. 食品ロス削減に向けた取組に関すること

食品ロスの削減に向け、「加古川市おいしい食べきり運動」を推進した。

・事業所向け

食料品取扱事業者に協力を呼びかけ、賛同を得られた店舗に啓発物資を配布した。累計登録店舗数 123店

・家庭向け

出前講座での啓発やパンフレットの配布により啓発を実施した。

ウ. 電動式生ごみ処理機等購入補助事務

生ごみの減量及び市民の意識高揚を図るため、電動式生ごみ処理機、生ごみ処理容器を購入した市民に対して補助金を交付した。

	電動式生ごみ処理機	生ごみ処理容器
申請件数	47件	23件
交付額	1,006,000円	83,900円

エ. 段ボールコンポストの普及に関すること

生ごみの減量と市民の意識高揚を図るため、段ボールコンポストの初心者向けの講座を9月に全公民館において開催し、96名が参加した。年間を通じて332セットを無料配布した。

オ. 資源物集団回収運動奨励事業に関すること

・集団回収運動奨励金

各種団体が回収した紙類・布類に対し、1kgにつき7円の奨励金を交付した。

実施団体数	回収回数	紙類回収量	布類回収量	奨励金交付額
328団体	2,725回	4,070,317kg	308,637kg	30,652,678円

・集団回収団体備品購入補助金

集団回収実施団体が古紙回収ボックスを設置する際の費用について補助金を交付した。

申請件数	補助金交付額
6件	1,137,000円

カ. 事業系資源物回収ボックス設置費補助事務

複数の事業所で構成されたオフィス町内会が資源回収ボックスを設置する際の費用について補助金を交付した。

申請件数	補助金交付額
2件	189,000円

キ. その他3R推進に関する事業

- ・リサイクル促進標語

ごみ減量化・リサイクル促進標語を募集し、優秀作品を啓発に活用した。

項目	小学生	中学生
応募者数	115名	35名

- ・リユース情報誌「ば・と・ん」

不用物の情報を提供するための冊子を毎月発行し、リユースの促進を図った。

項目	譲る	探す
再利用実績	11件	1件

- ・リユース食器利用促進事業

イベントで、再利用できる食器のレンタル費用について一部補助を行う事業を実施した。

- ・剪定枝粉碎機の貸し出し

剪定枝の有効活用とごみ減量を推進するため、電動式剪定枝粉碎機の貸出を実施し39件の利用があった。

ク. 分別収集について

家庭から出る剪定枝・草の資源化を推進するため、平成30年7月よりステーション収集を開始した。

③ 廃棄物減量等推進審議会の開催

施策案を審議するために、4回の審議会を開催し、結果を受けて会長より市長に提言を行った。

## (11) 環境美化の推進

平成 13 年 10 月に「空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例」を施行し、アダプトプログラム制度や美化啓発標柱の設置、不法投棄禁止の看板の配布を行っている。

### 市民啓発

- ・ 5 月 30 日（ごみゼロの日）に J R 加古川駅、東加古川駅、宝殿駅及び山陽電鉄別府駅前において、ポケットティッシュを配付し、たばこや空き缶の投げ捨て禁止等の呼びかけを行った。
- ・ 6 月 1 日～30 日（環境月間）に、J R 加古川駅前にポイ捨て防止の横断幕を設置、また、市役所前に懸垂幕を、市役所周辺にのぼりを設置、公用車のパネル掲示により市民啓発に努めた。
- ・ 地域で行われる一斉清掃に対して、ごみ袋の支給やごみバサミの貸与を行い、環境美化活動を支援した。

### アダプトプログラム制度の充実

平成 13 年 10 月に「アダプトプログラム設置要綱」を策定し、市民や事業者が道路や公園といった地域の公共スペースの里親（美化ボランティア）となり、自主的に清掃活動を実施し、市が清掃用具の貸与やごみ袋の配布等の支援を行っている。



#### ・アダプトプログラム登録状況

（各年度 3 月末現在）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
登録団体数	38	38	37	36	35
(増加数、減少数)	(0、1)	(1、1)	(1、2)	(2、3)	(0、1)
登録者数	780	779	758	749	745
(増加数、減少数)	(0、17)	(1、2)	(16、37)	(47、56)	(0、4)

#### ・アダプトプログラムの表彰

平成 24 年 2 月に「加古川市アダプトプログラム表彰規程」を施行し、公共施設の環境美化活動に貢献し、その功績が顕著である団体に感謝状等を贈呈した。

## ・アダプトサインの設置

活動を示す表示板（アダプトサイン）を地域に掲出し、環境美化の推進を地域へ啓発している。現在、市内 25 箇所に設置している。

## 不法投棄対策

不法投棄は、山間部を中心に河川、水路、公園、道路敷等市内全域で発生し、特に平成 13 年 4 月の家電リサイクル法施行後、冷蔵庫、テレビ等家電 4 品目の不法投棄がしばしばみられる。不法投棄は、そのまま放置しておく、2 次、3 次の投棄につながることから、業者委託により、不法投棄防止のパトロール並びに不法投棄物の収集を行っている。また、平成 29 年 10 月からの粗大ごみ戸別有料収集実施に併せパトロール回数を週 2 回に増やし発生抑制に努めている。さらに、不法投棄多発場所には、不法投棄禁止の看板の設置を行うとともに関係機関、地元団体と連携をとり、早期発見、防止に努めている。

不法投棄発生件数（環境第 1 課関係分）及び不法投棄禁止看板交付枚数

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
不法投棄発生件数	271	237	126	114	85
不法投棄防止看板交付枚数	14	40	25	70	49

## ごみステーションの整備

平成 2 年 4 月 1 日に「ごみステーション整備事業補助金交付要綱」を定め、地域の環境美化育成を図るため、市内の町内会がごみステーションの整備を行う費用の 3 分の 1 若しくは 2 分の 1（限度額 10 万円若しくは 20 万円）を補助している。

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
補助件数	13	16	36	22	27
補助金額	753,000	759,000	1,388,000	1,660,000	1,466,000

## 喫煙所の設置

喫煙マナーの向上と環境美化の推進のため、平成 28 年 12 月に J R 加古川駅南広場、平成 30 年 12 月に J R 東加古川駅南広場に喫煙所を設置した。

### 3. 処理計画

#### (1) 一般廃棄物処理基本計画

持続可能な社会の実現に向けて、市民・事業者・行政の協働によるまちづくりを目指し、平成 25 年 3 月に「第 3 次加古川市一般廃棄物処理基本計画」を策定した。この計画に基づき、ごみの発生抑制や資源化の推進に取り組むとともに、し尿や生活排水の適正な処理を行ってきた。

これまでの進捗状況を整理・検証し、中間年度である平成 29 年度に見直しを行った。

##### ① 計画内容

###### ア. 対象期間

- ・平成 25 年度～平成 34 年度までの 10 年間

###### イ. 基本方針

- ・ごみの減量と資源化の推進
- ・環境に配慮したごみの適正処理
- ・市民、事業者及び行政との協働体制の確立

###### ウ. 目標

- ・「ごみの焼却処理量」を年間 71,553t まで削減
- ・「家庭系ごみ 1 人 1 日当たり排出量」を 486g/人・日まで削減
- ・「事業系ごみ排出量」を年間 24,446t まで削減
- ・「資源化率」を 27%以上に増加

###### エ. その他

- ・改定により、計画の進行管理は、「ごみ」と「資源物」に分けることとした。
- ・「可燃ごみ」は「燃やすごみ」に、「不燃ごみ」は「燃やさないごみ」に名称を変更した。

(2) 平成 31 年度一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理基本計画に基づき、年度ごとに一般廃棄物の発生予測量とその収集・運搬、処分等について定める。一般廃棄物の発生予想量は、次のとおり。

① ごみ排出量見込み

ア. 家庭系ごみ (単位：t)

燃やすごみ	44,230
燃やさないごみ	1,650
粗大ごみ	1,010
小 計	46,890

イ. 事業系ごみ (単位：t)

燃やすごみ	22,120
粗大ごみ	120
小 計	22,240

ウ. 総計 (単位：t)

合 計	69,130
-----	--------

② 資源物排出量見込み

ア. 家庭系資源物 (単位：t)

資源物	かん類	260
	びん類	1,230
	ペットボトル	190
	紙・衣類	1,840
	蛍光灯	20
	乾電池	50
	小型家電	60
	剪定枝	1,740
小 計		5,390

イ. 事業系資源物 (単位：t)

資源物	紙・衣類	110
	剪定枝	6,760
小 計		6,870

ウ. 集団回収 (単位：t)

資源物	紙・衣・金属類	4,190
-----	---------	-------

エ. 総計 (単位：t)

合 計	16,450
-----	--------



#### 4. ごみ処理広域化の概要

##### (1) ごみ処理広域化の検討経緯

加古川市、高砂市、稲美町、播磨町の2市2町は、既存のごみ処理施設の老朽化などごみ処理に係る様々な課題に対応するため、平成19年からごみ処理の広域化による経費や環境面への効果等について検討を始めた。

平成22年度に実施したごみ処理広域化実現可能性調査において、令和4年度に広域でのごみ処理施設を供用開始し、15年間稼動した場合の建設・施設運営コストは、2市2町が単独でごみ処理を行う場合に比べ、約20数パーセント程度の経費削減が見込まれ、環境面においても二酸化炭素やダイオキシン類の排出量の削減が見込まれるなどの結果が得られた。

この調査結果を踏まえ、平成22年12月に2市2町すべてがごみ処理の広域化に参加する意思を表明し、平成24年2月に広域施設整備に向けた基本構想・基本計画であるごみ処理広域化基本計画を策定した。平成25年4月には、2市2町が廃棄物の処理に関する基本協定書を締結し、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づく事務委託により、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理施設の建設及び維持管理等を高砂市において行うことが決定した。

##### (2) ごみ処理広域化のあゆみ

年 月	内 容
平成19年度	2市2町で構成する東播臨海広域行政協議会において、ごみ処理広域化について検討を開始
平成22年度	実施調査：ごみ処理広域化実現可能性調査 (調査結果) 共同で1ヶ所設置のほうが、2市2町単独でごみ処理を行う場合に比べ、加古川市に設置した場合約26%、高砂市に設置した場合約23%の経費削減と環境負荷の低減が見込まれる。
平成22年12月	2市2町がごみ処理の広域化に参画する意思を表明
平成23年度	ごみ処理広域化基本計画を策定
平成24年度	用地選定
平成25年2月	広域ごみ処理施設建設用地の第1候補地が高砂市（現高砂市美化センター）に決定
平成25年4月	2市2町が廃棄物の処理に関する基本協定書を締結 地方自治法第252条の14第1項の規定に基づく事務の委託により、可燃ごみ、不燃・粗大ごみの処理施設の建設及び維持管理を高砂市において行うことが決定した。
平成26年2月	ごみ処理方式を選定 可燃ごみ：「ストーカ焼却方式」に決定。焼却灰の処分方式は、今後の情勢を鑑み「セメント化」又は「埋立処分」で検討を行う。

年 月	内 容
	不燃・ 粗大ごみ：「低速回転破砕機＋高速回転破砕機＋選別機」に決定
平成 26 年 3 月	ごみ処理施設整備基本計画を策定
平成 27 年 2 月	広域ごみ処理施設運営方式を選定 「公設民営方式（DBO方式）」に決定
平成 26 年度	生活環境影響調査計画書を策定 実施調査：・建設予定地の地歴調査 ・建設予定地の地質調査 ・既存施設ダイオキシン類事前調査 ・ごみ搬入ルートにあたる路線の交通量等調査
平成 27 年 4 月	1 市 2 町（加古川市、稲美町、播磨町）が高砂市へごみの処理に関する事務を委託
平成 27 年度	実施調査：土壌汚染調査
平成 27～28 年度	実施調査：生活環境影響調査の実施 広域ごみ処理施設事業者を選定 事業期間 【建設期間】平成 28 年 12 月から令和 4 年 3 月まで 【運営期間】令和 4 年 4 月から令和 24 年 3 月まで 実施事業者 【設計・建設業務】株式会社神鋼環境ソリューション 【運営・維持管理業務】株式会社高砂環境サービス
平成 28 年 4 月	加古川市及び播磨町が高砂市から広域ごみ処理施設建設期間中のごみの処理に関する事務を受託
平成 28 年 12 月～	広域ごみ処理施設整備・運営事業の実施
平成 29 年 2 月	高砂市美化センター施設解体に伴う高砂市のごみ受入れ開始

(3) 広域ごみ処理施設整備・運営事業スケジュール

	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 24年
設計・ 建設業務		▼12月契約 基本設計・実施設計		▼4月 解体工事着工	▼1月 土木建築工事着工	▼4月 プラント工事着工	▼8月 試運転		
運営維持 管理業務							▼3月竣工 運営維持管理業務		

(4) 広域ごみ処理施設配置計画



(5) 広域ごみ処理施設

①建設工事の概要

工 期		平成 28 年 12 月 26 日～令和 4 年 3 月 31 日	
工事場所		高砂市梅井 6 丁目 1 番 1 号 (現高砂市美化センター)	
解体	既存建物	現ごみ焼却施設、現リサイクルプラザ	
		旧ごみ焼却施設、旧粗大・不燃ごみ処理施設	
新設	可燃ごみ 処理施設	年間計画処理量	115,186 t / 年
		施設規模等	429 t / 日 (143 t / 24 h × 3 炉)
		処理方式	ストーカ式
	不燃・粗大ごみ 処理施設	年間計画処理量	6,574 t / 年
		施設規模等	34 t / 日
		処理方式	低速回転式破砕機 + 高速回転式破砕機 + 選別機
管理棟 その他付属棟		高砂市管理事務所のほか環境学習と啓発施設 を併設	

②計画施設イメージ図



※事業者提案時のイメージ図

## 1. し尿収集の概要

本市のし尿収集世帯は、公共下水道整備及び浄化槽の普及により徐々に減少している。

平成30年度は、市内全世帯（105,113世帯：H30.4.1現在推計人口）の約5.6%にあたる5,906世帯（H30.4.1現在登録世帯）を対象に、し尿収集業務を実施した。

### ◎作業実績

	世帯数	対全体比	収集量 (日量)	収集車台数	委託業者数
直営区域	2,414 世帯	40.9%	24 k l	6 台	
委託区域	3,492 世帯	59.1%	43 k l	24 台	7 業者
計	5,906 世帯		67 k l	30 台	

### ◎し尿収集世帯調べ

平成31年4月1日現在

	世帯数	処理対象人口	対全体比	収集車台数	委託業者数
直営区域	2,291 世帯	5,750 人	41.6%	6 台	
委託区域	3,215 世帯	8,040 人	58.4%	24 台	7 業者
計	5,506 世帯	13,790 人		30 台	

### ◎し尿収集世帯及び収集量の推移

(単位：kl)

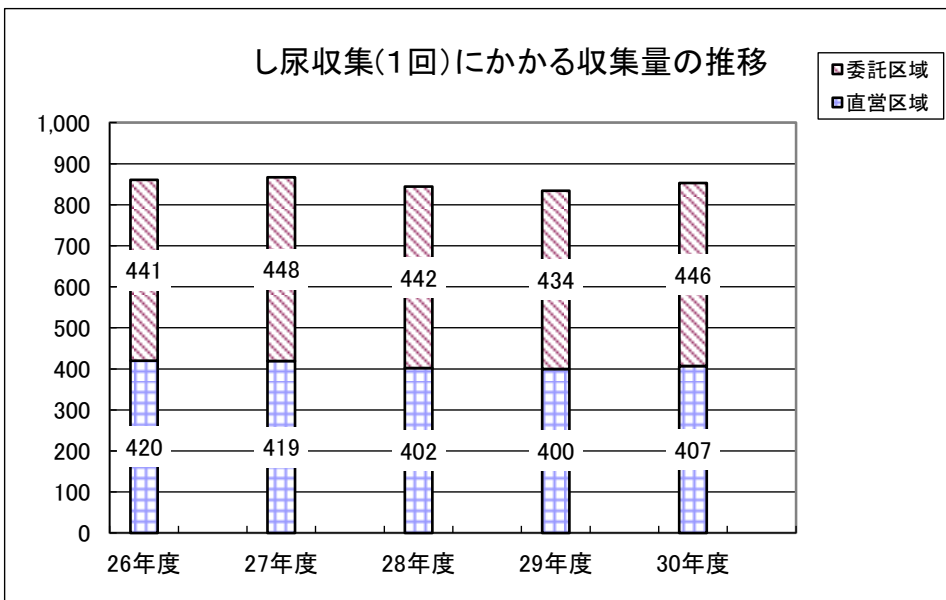
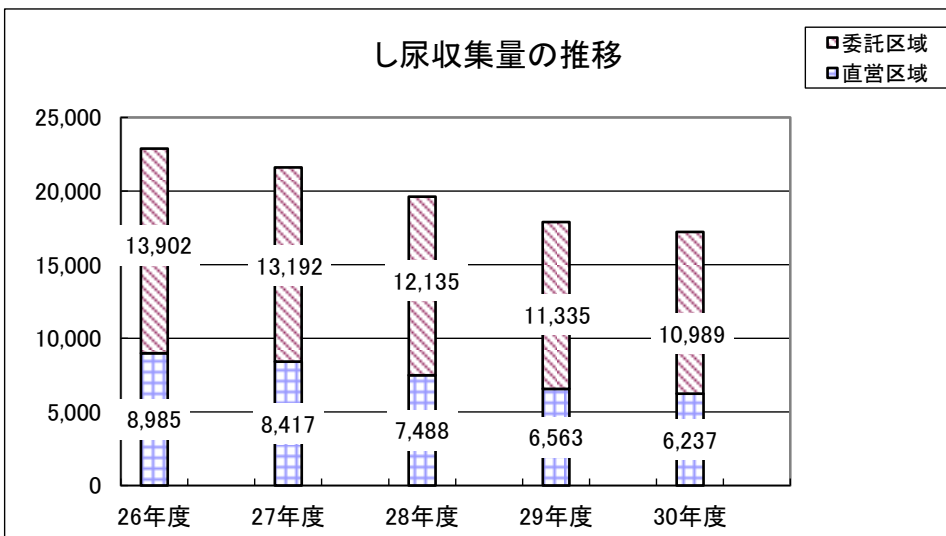
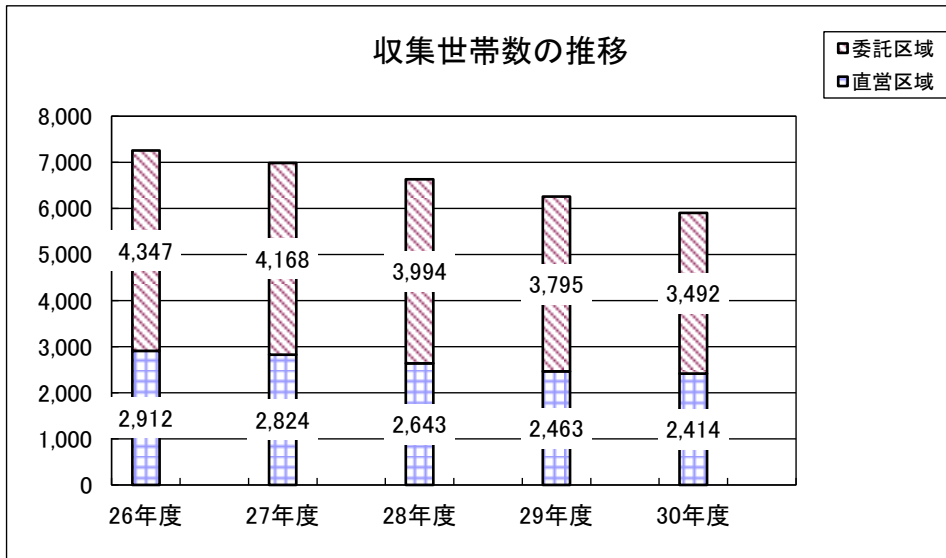
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収集世帯数	直営区域	2,912	2,824	2,643	2,463	2,414
	委託区域	4,347	4,168	3,994	3,795	3,492
	計	7,259	6,992	6,637	6,258	5,906
収集量 (kl)	直営区域	8,985	8,417	7,488	6,563	6,237
	委託区域	13,902	13,192	12,135	11,335	10,989
	計	22,887	21,609	19,623	17,898	17,226

※収集世帯数は各年度4月1日現在

### ◎し尿収集（1回）にかかる収集量の推移

(単位：l)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
直営区域	420	419	402	400	407
委託区域	441	448	442	434	446



## 2. 浄化槽の概要

浄化槽（合併処理浄化槽）は、し尿と合わせて生活雑排水を処理する装置であり、トイレだけでなく、台所・風呂・洗濯等の生活雑排水全体を処理するため、河川等の公共用水域の水質保全のための有効な手段となっている。過去に設置された、みなし（単独処理）浄化槽では、し尿以外の生活雑排水が処理できず、水質汚濁の原因となるため、平成13年4月の浄化槽法改正により、新設が禁止された。

### 【人槽別設置基数調べ】

（平成31年4月1日現在）

種 類	人 槽						計
	～20	21～50	51～100	101～200	201～500	501～	
みなし（単独処理） 浄化槽	3,777	401	70	13	6	0	4,267
合併処理浄化槽	3,415	131	54	50	25	5	3,680
合 計	7,192	532	124	63	31	5	7,947

### ◎法定検査の状況

浄化槽は、製造・施工・保守点検・清掃を正しく行うことによって本来の機能を発揮するものであり、良好な生活環境を保全するためには浄化槽の適正な維持管理が必要である。

当市においては、浄化槽が適正に維持管理されるよう行政指導を行う一方、各許可業者から浄化槽清掃記録票を提出させるとともに、法定検査通知書により受検状況を確認し浄化槽の管理状況の把握に努めている。

### 【法定検査年度別件数調べ】

検 査 種 類	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
7条検査（設置後等の水質検査）	81	86	188	304	226	233
11条検査（定期検査）	4,772	4,701	4,716	4,585	4,689	4,846

※一般社団法人兵庫県水質保全センター「法定検査実施基数報告書」より

### ◎浄化槽補助制度

合併処理浄化槽の、設置の推進及び適正な維持管理費の推進を図るため、平成10年度より「加古川市浄化槽設置整備事業補助金等交付要綱」を制定し、設置補助金制度を開始している。

また、平成27年度より、設置補助金制度の拡充及び「加古川市浄化槽維持管理費補助金交付要綱」の制定による維持管理費補助金制度を開始している。

【浄化槽補助件数調べ】

補助の種類	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
合併処理浄化槽設置補助等	14	9	288	239	160	169
合併処理浄化槽維持管理費補助	—	—	258	483	786	1,038



### 3. し尿処理施設の概要

尾上処理工場は、し尿処理施設（嫌気性消化処理方式、処理能力100k1/日）として昭和42年度に設置された。その後人口増加による搬入量の増加に対応するため、昭和47年度に施設を増設し、さらに昭和54年度～55年度に処理方式を好気性消化方式へ変更するための施設更新（一部既設利用）を行い、昭和56年度には処理能力250k1/日となった。

その後、主処理設備（好気性消化槽から河川放流までの設備）の老朽化が問題となり、隣接する兵庫県の下水道施設「加古川下流浄化センター」でし尿等（浄化槽汚泥を含む）を最終処理するための改造を行い、平成7年12月から同施設への一部投入を開始した。

平成13年4月以降は、主処理設備を休止し、搬入されたし尿等の全量を同施設で下水と一括して処理するための前処理（し渣・砂等の除去）を行う下水道投入処理施設（230k1/日）となっている。

（尾上処理工場）



名 称	尾上処理工場
所 在 地	尾上町養田1650
敷 地 面 積	10,958.07 m <sup>2</sup>
処 理 能 力	230 k1/日
処 理 方 法	下水道投入処理

#### 【年度別し尿処理状況調べ】

（単位：k1）

年 度	施設搬入量				1日当りの処理量		
	し 尿	浄化槽汚泥		計	し 尿	浄化槽汚泥 (脱水汚泥を除く)	計
		浄化槽汚泥	脱水汚泥				
24年度	25,729	20,169	0	45,898	70	55	125
25年度	24,710	19,437	0	44,147	68	53	121
26年度	22,888	19,045	0	41,933	63	52	115
27年度	21,609	18,994	0	40,603	59	52	111
28年度	19,623	19,535	0	39,158	54	54	108
29年度	17,899	18,556	0	36,455	49	51	100
30年度	17,226	18,417	0	35,643	47	50	97